

臼井 和恵（相模女子短大）

目的 労働条件の決定権限を有する使用者、管理者によりなされるセクシュアル・ハラスメントにおいて、加害者及び会社の管理責任が問われ、裁判で有罪判決が初めてなされたのは平成5(1993)年のことである。性暴力の告発そのものが始まったばかりなのである。被害者である女性が、その性被害を告発することさえもはばかれる風潮が長く存在したためである。

本報告は、大正前期における使用者、管理者の男性によりなされる女性へのセクシュアル・ハラスメントの実態を、当時の紙上身上相談の相談事例をもとに明らかにすることを目的とする。

方法 読売新聞の紙上身上相談欄である「人生案内」の原型は、大正3(1914)年に創設された。創設日の大正3年5月2日から大正7年末まで4年間の読売新聞「婦人付録」紙上の「身の上相談」事例が、本報告の分析素材である。

結果 大正4年9月15、16日の記事は、「職業を持つ女の危険——男の中で立ち働く女の覚悟、悲惨な実例がたくさんある——」との見出しであった。同じ職場の男性に処女(貞操)を奪われ、捨てられた女性の例を示し、解雇すなわちパンを失っても貞操を守れる婦人が幾人あるのか、と結んでいる。生きていくための生活(パン)か貞操かという発想法は、当時の切実な生活問題としての貧困と女性の就労機会の乏しさとに支えられている。住み込みの女中や奉公人の女性が、使用者に妊娠させられ出産した子どもを、使用者と子のないその妻との間の実子として届け出る事例などもある。子のない妻もこの生活を容認したのである。女性の個人としての尊厳を汚すものとしてのセクシュアル・ハラスメントの概念そのものもなかった大正前期におけるの典型事例を呈示し、その要因を考察したい。